

認可保育所・認定こども園（長時間利用）保育料金表

基本保育料(月額)(単位:円)

標準：標準時間認定 短：短時間認定

階層	階層区分の定義		3歳未満児 (0～2歳児クラス)	
	区民税額		第1子	
	下限	上限	標準	短
A	生活保護適用中		0	0
B	所得割：非課税	均等割：非課税	0	0
C	所得割：非課税	均等割：課税	0	0
D1	1	24,999	7,200	7,100
D2	25,000	34,999	9,100	8,900
D3	35,000	49,999	12,000	11,800
D4	50,000	64,999	13,900	13,700
D5	65,000	89,999	15,000	14,700
D6	90,000	114,999	21,000	20,600
D7	115,000	144,999	24,700	24,300
D8	145,000	174,999	27,500	27,000
D9	175,000	204,999	29,600	29,100
D10	205,000	234,999	31,500	31,000
D11	235,000	259,999	33,500	32,900
D12	260,000	284,999	35,200	34,600
D13	285,000	309,999	37,000	36,400
D14	310,000	329,999	38,500	37,800
D15	330,000	349,999	41,200	40,500
D16	350,000	364,999	42,700	42,000
D17	365,000	379,999	44,200	43,400
D18	380,000	394,999	45,500	44,700
D19	395,000	409,999	47,000	46,200
D20	410,000	424,999	51,400	50,500
D21	425,000	524,999	57,900	56,900
D22	525,000	724,999	63,700	62,600
D23	725,000	1,024,999	68,500	67,300
D24	1,025,000	1,424,999	71,900	70,700
D25	1,425,000		75,500	74,200

1 0～2歳児クラス（第1子）
 保育料金については、左表のとおりです。
 一律区が徴収いたします（私立認定こども園は除く）。

2 0～2歳児（第2子以降）と3～5歳児クラス
(1) 全てのお子さんの保育料は無料（0円）です。
 生計を同じくするお子さんが何歳であっても、年齢の高い順から1人目、2人目と数えます。
 なお、生計を同じくする同居していないお子さん（例：遠方の寮で暮らす大学生）がいる場合は、保育料軽減措置依頼書と必要書類の提出により、お子さんとして数えることができます。保育料軽減措置依頼書は保育・入園課で配布しているほか、区ホームページからもダウンロードできます。

「保育料軽減措置依頼書」
 のダウンロードはこちら→



(2) 足立区外在住で足立区の保育施設に在籍されているお子さんについては、保育料や給食費（4,700円程度）を足立区または居住地の自治体にお支払いいただく必要があります（居住地の自治体で免除されている場合を除く）。

＜保育料算定の基となる区民税年度＞
 令和5年9月～令和6年8月：令和5年度区民税

- ※1 <一時延長保育料>
 短時間認定のお子さんが利用可能な8時間の範囲を超えて保育を受けた場合、別途延長料金がかかります。
- ※2 <延長保育料>
 - ・ 区立園の方は、第1・2子の区別なく、A・B階層の方は月額1,000円、C・D階層の方は月額4,000円となります。また、延長時間は18:30～19:30となりますのでご注意ください。
 - ・ 公設民営・私立園の方は、各施設にお問い合わせください。
- ※3 一時延長保育料・延長保育料については、「幼児教育・保育の無償化」の対象とはなりません。